令和7年(2025年)11月12日 豊北総合支所市民生活課

下関市デイサービスセンター「ほのぼの」に係る指定管理候補者の選定 結果について

下記のとおり、下関市デイサービスセンター「ほのぼの」に係る指定管理候補者を選定しましたので、選定結果を公表します。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により下関市議会の議決を得る必要があり、下関市議会令和7年第4回定例会における議決を経た後に、下関市長が指定管理者を指定します。

記

1 選定の概要

- (1) 施設の概要
 - ①名称 下関市デイサービスセンター「ほのぼの」
 - ②所在地 下関市豊北町大字神田字志っただ4611番地2
 - ③施設内容

敷地面積 3,099.49㎡

建物面積 406.00㎡

建物構造 鉄筋コンクリート造 平屋建

(2) 指定期間

令和8年4月1日~令和13年3月31日

- (3) 指定管理候補者の概要
 - ①名称 社会福祉法人下関市社会福祉協議会
 - ②所在地 下関市上田中町一丁目16番3号
 - ③主な業務内容

地域福祉推進事業、共同募金運動推進事業、児童福祉活動事業、障

害者福祉サービス事業、介護保険事業、公益事業、指定管理による 公設施設等管理運営事業

2 選定までの経緯

令和7年 8月 8日 非公募により申込書の受付開始

令和7年 9月16日 申込書の受付終了

令和7年10月27日 下関市指定管理候補者選定委員会(福祉施設)

を開催

令和7年10月27日 下関市指定管理候補者選定委員会(福祉施設)

から下関市長が意見書を受理

令和7年10月31日 下関市が指定管理候補者を選定

(1) 申込資格

- ①法人税、法人市・県民税、事業税、消費税、地方消費税その他の租税 及び労働保険料を滞納していないこと。
- ②民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続又は会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続中でないこと。
- ③指定管理者の責めに帰すべき事由により、過去2年以内に指定管理者 の指定の取消しを受けていないこと。
- ④地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていないこと。
- ⑤暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年 法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成 員の統制下にある団体でないこと。
- ⑥過去2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと、又は是正勧告を受けたことがある場合にあっては、応募時において当該 是正勧告に対する必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済 みであること。
- ⑦下関市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する 基準等を定める条例(平成24年条例第72号)及び下関市介護予防・ 日常生活支援総合事業における指定第一号事業の人員、設備及び運営

並びに指定第一号事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に 関する基準等を定める要綱に定める人員の配置が可能なこと。

⑧インボイス制度における適格請求書発行事業者として登録を受けていること。

(2) 非公募の理由

下関市デイサービスセンター「ほのぼの」は、長年にわたり、地域高齢者に寄り添ったサービス提供を行い、利用者やご家族、地域関係者との良好な信頼関係を築いてきたこと、施設運営に必要な専門的知識・ノウハウ、人材、運営体制が既に確立されていることから、公募によらず現在の指定管理者である団体を指定管理候補者とすることが適当と判断されるため。(下関市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第1項第1号に該当)

(3) 申込可能団体

社会福祉法人下関市社会福祉協議会

3 選定方法

指定管理候補者の選定については、学識経験者や経営又は財務に関する有識者等から構成される下関市指定管理候補者選定委員会(福祉施設)が開催され、ここにおいて、申込団体から提出された事業計画書、収支計画書、申込団体の経営状況を説明する資料等により総合的に審議された結果、申込団体についての意見が下関市長に提出されました。

下関市は、その意見及び選定の基準を総合的に審査し、申込団体を指定管理候補者として選定しました。

4 下関市指定管理候補者選定委員会(福祉施設)の委員(4人)

【学識経験者】吉島 豊録(学校法人梅光学院特任教授)委員長

【経営・財務に関する有識者】嶋本 健児(下関商工会議所専務理事)

【管理運営に関する有識者】西田 知恵(下関市介護支援専門員協会理事)

【利用に関する有識者】廣田一二三(下関市民生児童委員協議会理事)

5 選定基準

各委員100点満点の採点方式により、最低制限基準を各委員の採点の平均点が60点以上とした。

審査項目等については、別添1「下関市デイサービスセンター「ほのぼの」 指定管理候補者選定(審査)の基準・着眼点」のとおり

6 指定管理候補者選定委員会の審査結果

(1)審査結果

別添2「審査集計表 (下関市デイサービスセンター「ほのぼの」)」の とおり

(2) 選定委員会での主な意見 特になし

(3) 議事録 (要点)

別添3「下関市指定管理候補者選定委員会(福祉施設)議事録【要点版】」のとおり

7 選定結果

下関市は、指定管理候補者選定委員会の意見及び選定の基準に基づき総合的に審査し、社会福祉法人下関市社会福祉協議会を指定管理候補者に選定しました。

(1)選定された団体の(主な)提案内容 別添4「提案概要(下関市デイサービスセンター「ほのぼの」)」のと おり

(2) 選定の主な理由

下関市公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例第4条第1項各号の選定基準を満たし、過去の実績・経験を生かした当該施設の適切な管理運営が見込まれるため。

8 提案額(指定管理料)

利用料金制を採用し、指定管理料の支払は原則行わない。